

令和6年度
小学校入学予定児童保護者 各位

調布市教育委員会

新入学児童の指定校変更(市内での学区外通学)申請手続きについて(お知らせ)

調布市教育委員会では住所により通学区域を定め、就学すべき学校を指定しています。この学校を「指定校」と言います。

ただし、「指定校変更審査基準」に該当する場合は、保護者の申請により就学する学校を変更することが可能です。指定校変更を希望する方は、下記の事項をご確認のうえ、期限までに申請をしていただきますようお願いいたします。

なお、指定校変更は、希望する学校が施設面で受け入れ困難とならない場合又は、当該指定校変更に関係する学校の学校規模が不適正とならない場合に限りますので、ご希望に添えない場合もあります。現在、調布市内では大規模マンションの建設などで人口は増加傾向にあり、併せて就学する児童・生徒も増加傾向にあります。したがって、理由によっては、前年度までと同じような条件であっても、不承認となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

また、承認された場合でも、入学後に転居等の事由により、申請内容に変更が生じたときには、再申請が必要となります。その際には、指定校変更が承認されず、転校となる場合もございますので、併せてご承知おきください。

記

1 主な指定校変更審査基準

1	近い将来(令和7年3月までに)転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望する。
2	指定校へ通学するよりも明らかに通学距離が短縮される隣接校への通学を希望する。
3	家庭環境により親類宅や、保護者の勤務地がある学区の小学校への通学を希望する。(詳細は3, 4ページを参照)
4	兄及び姉が通学している学校への通学を希望する(兄及び姉が令和6年3月に卒業する場合を除く)。(詳細は3ページを参照) 重要 指定校以外からの受入を制限している学校(以下「受入制限校」という。)における承認期間は、 兄姉の卒業までとなります 。

※ 指定校変更審査基準の詳細については、裏面又は調布市ホームページから次のとおりご確認ください。
トップページ>子育て・教育>学校・就学>入学・転入・転校>通学区域外の学校へ就学を希望する方へ>指定校変更承認基準 又は 指定校変更申請添付書類について

2 指定校変更が承認されない主な事由

1	友人が通学する学校を希望する。
2	希望するクラブ活動がある学校を希望する。
3	学童クラブ・ユーフオーを理由に指定校変更を希望する。

3 受入制限校

第一小学校・第二小学校・滝坂小学校・若葉小学校	理由：学区内の児童数増加のため
-------------------------	-----------------

※ ただし、上記「兄又は姉が通学している(承認期間は兄姉の卒業まで)」, 「近い将来(令和7年3月までに)転居することが確実である」場合については、家庭状況を考慮し審査をいたします。

※ 受入制限校は毎年見直しを行っていることから、今後の児童数の増加見込や施設整備状況等により、次年度以降受入制限校が変更となる場合があります。

【申請について】

申請期限：令和5年11月30日(木)まで

※期限を過ぎての申請については学務課窓口までご相談ください。

申請場所：調布市教育会館1階 学務課窓口

注意点

- ・申請理由により添付資料が必要となる場合があります。裏面をご確認ください。
- ・申請に際して居住地から希望校までの通学方法(原則徒歩。場合により公共交通機関の使用は可)、所要時間を申請書に記入していただきますので、事前にご確認ください。

【審査結果について】

令和6年1月頃に送付予定の「就学(入学)通知書」に同封します。

【問い合わせ先】

〒182-0026 調布市小島町2-36-1 調布市教育会館 1階

調布市教育委員会 教育部学務課学務係 (TEL 042-481-7473, 7474)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日及び祝日を除く)

指定校変更(通学区域以外の学校への就学)申請に係る添付書類について

指定校変更は、希望する学校が施設面等で受入れが困難とならない場合・当該申請に係る学校の学校規模が不適正とならない場合において、申請の理由に応じた添付書類などをつけて、変更の申請をすることができます。

申請理由	添付書類など
1 転居による場合	
(1) 現に通学している学校に引き続き通学を希望するとき (在学生のみ。新入学児童を除く)	●添付書類は必要ありません。 ただし、転居前に在籍校にて校長面談をおこない通学途中の安全確認をして内諾を受けてください。
(2) 近い将来、転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望するとき	●転居先の住所、引渡日(入居日)、契約者の現居住地・氏名(押印)・契約日等が公的に証明できる書類の写し “賃貸借物件”の場合は、『賃貸借契約書』等の写し “購入物件”の場合は、『家屋建築(工事請負)契約書』等の写し(土地の売買契約書のみは不可)

2 地理的な理由による場合

(1) 指定校へ通学するよりも、明らかに通学距離が短縮される隣接校への通学を希望するとき	●指定の添付資料はありません。 ただし、希望により申請理由などを補足できるものを添付することはできます。
--	---

3 家庭環境による場合(詳細は3, 4ページ)

【承認期間は最長2年です。要件を満たして継続申請をすることで承認期間の延長が原則可能です。】

(1) 共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、保護者の勤務地がある学区の小学校への通学を希望するとき	●保護者(共働きの場合は両親とも)の在職証明書 ※在職証明書は調布市ホームページからご確認ください。 ※緊急時にその勤務地に子どもを引き取ることが可能であることが要件となります。
(2) 自営業等で店舗等の方が生活の本拠地となっている場合に、その店舗等がある学区の学校への通学を希望するとき	●本拠地となっている店舗所在地と、業をおこなっていることを証明できるものなど 例) 営業許可書の写しなど ●保護者(共働きの場合は両親とも)の在職証明書 ※在職証明書は調布市ホームページからご確認ください。
(3) 共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、児童がいったん親類宅等に下校する場合、その親類宅等がある学区の小学校への通学を希望するとき	●保護者(共働きの場合は両親とも)の在職証明書 ●保護者と預かる者(帰宅先)の念書 ●預かる者(帰宅者)の身分証明書 ※在職証明書・念書は調布市ホームページからご確認ください。 ※この預かる者には、保護者と同等の責任が生じます。 また、希望校への就学が認められた場合は、学校における緊急連絡先として登録をしていただくこととなります。

※ 共働き家庭とは、原則、各保護者が週30時間以上の勤務を行っている場合を指します。

※ 在職証明書・念書の書式は、調布市ホームページからダウンロードできます。

トップページ>子育て・教育>学校・就学>入学・転入・転校>通学区域外の学校へ就学を希望する方へ>在職証明書様式見本 又は 保護者・預かり者念書様式見本



4 その他

(1) 転入学時に兄及び姉が通学している小学校への通学を希望するとき (転入学の時点で、兄姉が卒業している場合は除く) (詳細は3ページ) ※受入制限校の承認期間は兄及び姉の卒業まで	●添付書類は必要ありません。 申請書に、兄・姉の名前と学校名・学年を記入してください。
(2) 健康上の理由により、学校を変更する方がのぞましいことが明らかるとき	●変更を希望する健康上の理由についての説明文と、そのことを確認できるもの(医師の診断書など)
(3) 特別な事情があり教育的配慮が必要であると教育委員会が認めたとき	●教育委員会が必要と認める書類

※ 必要に応じて、このほかの書類を提出していただく場合もあります。

※ 申請書に、居住地より希望校までの通学所要時間・通学方法等を記入していただきますので、事前に確認をしておいてください。

お問合わせ先：調布市教育委員会学務課 電話042-481-7474

令和6年度新入学児童の指定校変更に関する留意点について

1 兄及び姉が通学している学校への通学を希望する場合（兄及び姉が令和6年3月に卒業する場合を除く。）（以下「兄姉による指定校変更」という。）について

(1) 受入制限校における兄姉による指定校変更について

一部の小学校では、学区域に居住する児童数の著しい増加に伴い、施設面での課題（教室不足）が見込まれることから、**受入制限校については、原則、希望校に在籍している兄又は姉の卒業までの承認**となります。

Q 1 受入制限校において、兄姉による指定校変更によって承認された新入学児童は、兄姉の卒業と同時に転校ということですか。

A 1 そのとおりです。

Q 2 兄姉が2年生で、弟妹が新入学の場合、兄姉が卒業したら弟妹は5年生になります。あと2年で卒業となるため、継続して希望校に通うことはできますか。

A 2 指定校変更承認期間終了後、5年生になるタイミングで原則転校となります。特段の事情により再申請を行う場合（事前にご相談ください）や、受入制限校の指定が外れた場合は、申請時の制限内容によって承認・不承認を決定します。なお、指定校変更の承認期間が終了する年度に、学務課から保護者の方に宛てて指定校変更承認期間終了に関するご案内を送付します。

例)

兄弟（姉妹）の年齢差が2歳差の場合

	承認	承認	承認	承認	転校	
兄姉	3年	4年	5年	6年		
弟妹	1年	2年	3年	4年	5年	6年

弟妹：指定校変更申請
兄姉の卒業まで
(4年生まで)

弟妹：指定校変更再申請
卒業まで希望
※このときの制限の内容によって承認を決定
特段の事情がない限りは転校
(学校の児童数が多い場合は受け入れ不可)

Q 3 既に指定校変更の承認を受けた児童の在籍学校が受入制限校に指定された場合、承認期間終了まで在籍できますか。

A 3 既に承認された期間について、期間が短縮されることはありません。

(2) 受入制限校以外における兄姉による指定校変更について

Q 4 兄姉による指定校変更でも新入学児童の卒業まで承認されますか。

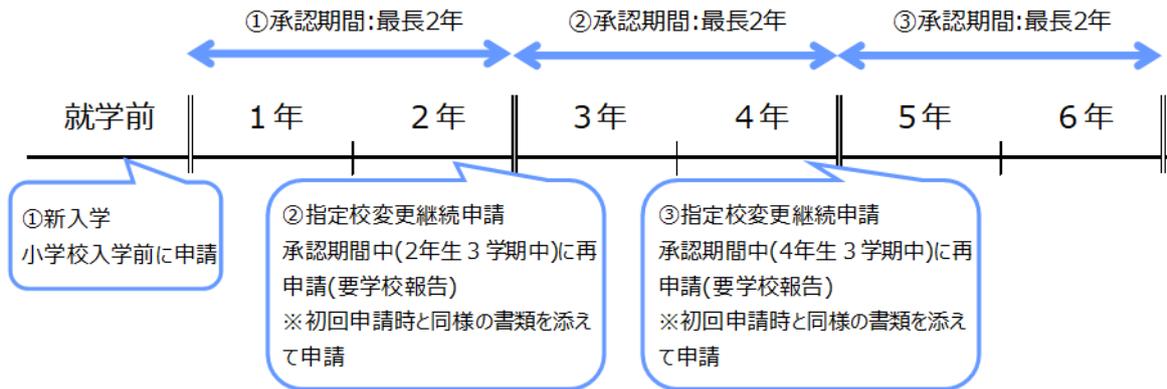
A 4 家庭状況を考慮し、審査をします。受入制限校以外は承認期間に制限を設けておりませんが、承認された場合の承認期間は特段の事情がない限り当該児童の卒業までとなります。

2 家庭環境による場合の指定校変更について

Q 5 最長2年までの承認とするのはなぜですか。

A 5 保護者の現況を把握するために、最長2年の区切りを設けます。指定校変更の受入制限の見直しの一環として、公平性を確保するためです。本件に関する指定校変更については、保護者の申請内容に変更がない場合は、原則、承認期間満了後の継続申請については承認となります。ただし、承認後に新たに受入制限校となった学校では、承認期間満了後の継続申請があった場合でも、原則不承認となります。なお、指定校変更の承認期間が終了する年度に、学務課から保護者の方に宛てて指定校変更承認期間終了に関するご案内を送付します。

保護者の申請内容に変更がない場合



- Q 6 卒業まで承認されている在校生も、2年ごとに継続申請するのですか。
 A 6 卒業まで承認された児童については、承認期間が短縮されることはありませんので、継続申請は不要です。
- Q 7 勤務先・自営・下校先に変更があった場合は、改めて申請が必要となるのですか。
 A 7 そのとおりです。そのため、承認期間中に変更があった場合は速やかに学務課に申出をするようお願いいたします。また、変更により申請要件を満たさなくなった場合は、原則転校となります。
- Q 8 勤務先・自営・下校先に変更があり、再申請をした場合、承認期間はどうなりますか。
 A 8 再申請が承認された場合の承認期間は変更前に申請した承認期間の残期間となります。家庭環境による指定校変更の申請は2・4年生の年度末には承認期間が終了します。引続き希望する学校に通学したい場合は2・4年生の3学期中に継続の申請をしてください。なお、勤務先・自営・下校先に変更があった場合は、その都度再申請が必要ですのでご注意ください。

保護者の申請内容に変更があった場合 (例: 1年生の8月に勤務先を変更)

